

令和 5 年 6 月 1 日現在

機関番号：32612

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2022

課題番号：19K13550

研究課題名（和文）契約法上の担保的制度の具体的考察

研究課題名（英文）Analysis of institutions under contract law that function as guarantee

研究代表者

岩川 隆嗣（Iwakawa, Takatsugu）

慶應義塾大学・法学部（三田）・准教授

研究者番号：20707781

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の成果は、第一に、契約法上の担保的制度は、契約などの発生原因によって予定されていた正しい履行を実現させるための制度であるという理論を、単著により公表することができた点にある。第二に、相殺の担保的機能の基礎理論である、相殺期待と牽連性という2つの理論を、日本法に即して詳細な検討を行うことができた点にある。第三に、倒産手続開始決定後における債務不履行解除権の成否について、詳細な検討を行った点にある。第四に、フランス法における直接訴権は、判例上、直接訴権者から請求を受ける第三者の保護を目的とする制度とされている、ということを示すことができた点にある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の意義は、第一に、双務契約の牽連性について、従前は対価関係と異論無く考えられてきたのに対して、発生原因の同一性に基づく法的牽連性という新たな視点を提示した点にある。第二に、従前は必ずしも明確にされているとは言い難かった、相殺の担保的機能の2つの基礎理論を明確に示して、改正民法の規律の位置づけを明確化した点にある。第三に、債権法改正によって新たに生じた、倒産手続開始決定後における債務不履行解除権の成否の問題について、従前の議論を整理し、あり得べき理論を示した点にある。第四に、これも従前は必ずしも明確にされているとは言い難かった、フランス法における直接訴権の位置づけを、明確に示した点にある。

研究成果の概要（英文）：The results of this research are, first, that I was able to present the analytical perspective, that the institutions under contract law that function as guarantee, are the systems to realize the correct performance scheduled by the contract. Second, I was able to show that there are two theories underlying the function of setoff as guarantee: the expectation of setoff and the connectivity between the claims. Third, I have examined in detail whether the cancellation of contracts can be effected after insolvency proceedings. Fourth, I was able to clarify that the purpose of the right of direct action under French law was protection of the third party debtor.

研究分野：民法

キーワード：民法 債権法 担保法 フランス法

1. 研究開始当初の背景

本研究の代表者は、従前からの研究成果として、双務契約の牽連性に関する次のような基礎理論を提示していた。

すなわち、双務契約の牽連性は、一般的に、対価・原因関係を意味する牽連性である、と解されてきた。しかし、このような理解は、牽連性に基づく担保的制度の適用が広く認めている現状に照らすと、理論構成として適切とは言い難い。ゆえに、双務契約の牽連性は、債権・債務が同一の発生原因から生じていることを意味する、より広い牽連性(法的牽連性)によって基礎付けられる。

この法的牽連性が担保的制度を基礎付けるのは、債権・債務の発生原因である法律関係において予定されていなかった不履行や請求が、発生原因たる法律関係における予定と齟齬を生じさせるため、それを是正すべきであるという点に求められる。牽連性に基づく担保的制度は、契約などの発生原因によって予定されていた正しい履行を実現させるための制度なのである。

2. 研究の目的

本研究は、このような、牽連性に基づく担保的制度は、契約などの発生原因によって予定されていた正しい履行を実現させるための制度である、という抽象論を分析視角して、より具体的にいかなる形でこの理論が発現するのか、を分析することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究では、研究対象となる法として、専ら日本法を指定した。比較法的視点から得られた上記の抽象論を、具体的に日本法に照らして分析するためである。

もっとも、後述する従前から研究に関する単著の公刊に関しては、フランス法および一九世紀後半のドイツ法も研究対象とした。また、これも後述するが、直接訴権に関しては、フランス法圏に特有の制度であることに鑑み、フランス法を専らの研究対象とした。

4. 研究成果

研究成果は、大別すると、次の4点となる。

第一に、従前からの研究の集大成として、単著の形で、双務契約の牽連性に関する基礎理論を提示した点である(『双務契約の牽連性と担保の原理 - 同時履行の抗弁・法定解除・留置権・相殺』(有斐閣、2020年))。これは、2016年フランス民法改正後の最新の議論などを踏まえて、かつての雑誌連載論文を、加筆・修正したものである。

第二に、相殺の担保的機能について、日本法に即して詳細な検討を行った点である。相殺の担保的機能については、前記単著においても論じたが、これは比較法的な分析が主であり、日本法に関しては暗黙の前提とした部分が多かった。そこで、前記単著を補完する形で、日本法に即して相殺の担保的機能に関する基礎理論を改めて検討した(「相殺の担保的機能の基礎理論 相殺期待と牽連性」角紀代恵ほか編『現代の担保法』(有斐閣、2022年)97頁)。すなわち、相殺の担保的機能には、ドイツ法的な相殺期待と、フランス法的な牽連性という二つの基礎理論が存在していること、および、自働債権の取得・原因に関する規律は相殺期待論を、同一の発生原因である契約に関する規律は牽連性を根拠としていることを、それぞれ示した。

これと併せて、預金債権が共同相続され準共有された場合における、金融機関による相殺について、相殺の担保的相殺の観点からの分析を示した(「預金債権の共同相続後における金融機関による相殺」NBL 1160号(2019年)24頁)。また、相殺の担保的機能に関する近時の倒産法判例についても、これら基礎理論の立場を踏まえた評釈を行い、判例の事案に照らした具体的な解釈論を示した(「判批 破産者たる請負人に対する注文者による違約金債権の取得が、破産法72条2項2号の「前に生じた原因」に基づくとされた事例(最判令和2年9月8日民集74巻6号1643頁)」判例解説 Watch 29号(2021年)67頁)。

第三に、債務不履行解除について、倒産手続開始決定後の倒産債権に係る債務の不履行が、倒産債権者に債務不履行解除権を成立させるか、という問題の検討を行った点である。この問題は債権法改正によって生じた新たな問題であり、同改正前の判例・学説を整理して問題を捉え直すことを通じて、結論として、倒産手続開始決定によって契約目的が変容するという観点から、解除権の成否を論じうることを示している。論文は未公表であるが、既に執筆済みであり、近日中の公刊を予定している(「倒産手続開始決定後における契約相手方の債務不履行解除権の成否」『民法と倒産法の交錯(仮題)』収録予定)。

第四に、直接訴権について、フランス法における制度の位置付けを明らかにした点である。当初は、直接訴権は一種の法定担保権として捉えうる点に着目して、本研究との関係を調査することから始まった。しかし、実際には、フランス法においては、直接訴権のうち責任追及を目的とする類型のものについては、一種の法定担保権としてではなく、請求を受ける第三者の保護を目

的とする制度として位置付けられていることが明らかとなった。すなわち、直接訴権という契約上の権利が認められると、請求権非競合原則に基づいて、不法行為責任を追及する権利が剥奪される。これにより、請求を受ける第三者には、契約上の抗弁等の対抗が認められるという形で保護が与えられる。この点は、不法行為責任の成立を容易に認める近時のフランスの判例法理の展開によって、より明確になっている。もっとも、2017年民事責任法改正草案においては、こうした直接訴権の位置付けに変容が見られ、請求を受ける第三者の保護というより、請求をする直接訴権者に特別な救済を与えることが目的とされるに至っている（「フランス法における責任追及の直接訴権 - 2017年民事責任法改正草案を踏まえて」法學研究 94 卷 11 号（2021年）75頁）。

これと併せて、直接訴権と国際物品売買契約に関する国連条約（CISG）の統一的解釈の要請との関係についても検討を行い、CISGとの関係で直接訴権の成立を認めることは、その統一的解釈の観点から賛否が存在していたが、近時の破毀院判例は、CISGとの関係でも直接訴権の成立を認めていることを明らかにした。これは、先に示したように、現在のフランスの実定法を前提とすると、直接訴権は請求を受ける第三者を保護する制度として位置づけられている、という観点から正当化できるものである。さらに、仮に直接訴権の成立を否定しても、フランス不法行為法による補充が行われるため、解決は統一的でなくなる、という観点も明らかにした（「フランスにおける CISG の統一的解釈と直接訴権の成否」藤原正則ほか編『時効・民事法制度の新展開 松久三四彦先生古稀記念』（信山社、2022年）571頁）。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 岩川隆嗣	4. 巻 -
2. 論文標題 フランスにおけるCISGの統一解釈と直接訴権の成否	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 時効・民事法制度の新展開 - 松久三四彦先生古稀記念	6. 最初と最後の頁 571-590
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩川隆嗣	4. 巻 -
2. 論文標題 相殺の担保的機能の基礎理論－相殺期待と牽連性	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 現代の担保法	6. 最初と最後の頁 97-118
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩川隆嗣	4. 巻 29
2. 論文標題 破産者たる請負人に対する注文者による違約金債権の取得が、破産法72条2項2号の「前に生じた原因」に基づくとされた事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch	6. 最初と最後の頁 67-70
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 岩川隆嗣	4. 巻 94巻11号
2. 論文標題 フランス法における責任追及の直接訴権 - 2017年民事責任法改正草案を踏まえて	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 慶應義塾大学法学研究	6. 最初と最後の頁 75-103
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 岩川隆嗣	4. 巻 No.208
2. 論文標題 破産者たる請負人に対する注文者による違約金債権の取得が、破産法72条2項2号の「前に生じた原因」に基づくとされた事例	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 新・判例解説Watch (Web媒体)	6. 最初と最後の頁 1-4
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 岩川隆嗣	4. 巻 1160号
2. 論文標題 預金債権の共同相続後における金融機関による相殺	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 NBL	6. 最初と最後の頁 24-32
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件(うち招待講演 3件/うち国際学会 0件)

1. 発表者名 岩川隆嗣
2. 発表標題 倒産手続開始後における契約相手方の債務不履行解除権の成否
3. 学会等名 『民法と倒産法の交錯』研究会(招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 岩川隆嗣
2. 発表標題 相殺の担保的機能の基礎理論－相殺期待と牽連性
3. 学会等名 司法研修所教官セミナー(招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 岩川隆嗣
2. 発表標題 フランスにおけるCISGの統一解釈と直接訴権の成否
3. 学会等名 北大民事法研究会/私法統一研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 岩川隆嗣
2. 発表標題 預金債権の共同相続後における金融機関による相殺
3. 学会等名 札幌民事実務研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 岩川隆嗣
2. 発表標題 預金債権の共同相続後における金融機関による相殺
3. 学会等名 北大民事法研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 岩川 隆嗣	4. 発行年 2020年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 526
3. 書名 双務契約の牽連性と担保の原理 - 同時履行の抗弁・法定解除・留置権・相殺	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------